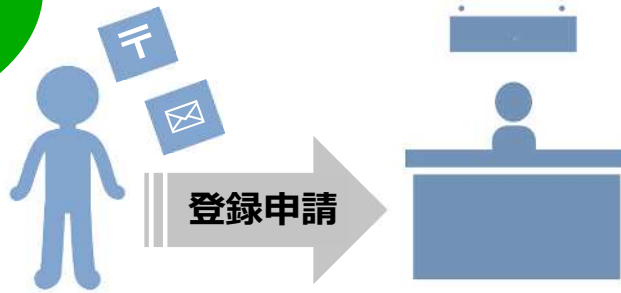


# 禁煙治療費助成制度の流れ



## 登録申請 (エントリー)

登録申請(来所・郵送・電子)



登録決定  
通知書

送付

- お住まいの地域の健康支援センター、健康政策係に申請してください。(電子申請可)
- ※すでに治療を開始している方は、対象になりません。
- ※妊婦を含む世帯の場合は、母子手帳をご用意ください。(表紙のコピーでも可)

## 治療

12週間で5回の診療です。



禁煙外来



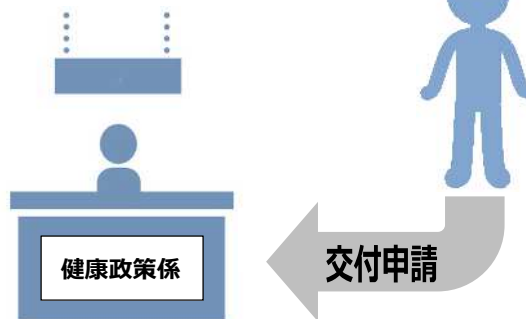
禁煙支援薬局

禁煙治療  
開始

禁煙治療  
終了

## 助成金 交付申請

交付申請(来所のみ)



交付申請に必要な物

- 禁煙治療費交付申請書 (健康政策係窓口に用意)
- 振込先の口座番号
- 病院と薬局の領収書及び明細書

- 健康政策係の窓口でご本人が交付申請をします(ご家族による代理申請は可)。
- 交付申請の手続きには、30分ほど時間がかかりますので、時間に余裕をもってご来所ください。
- かかった費用のうち、1万円を上限として助成します。  
※妊婦や18歳未満の者を含む世帯の場合は、2万円を上限とします。

※後日、交付決定通知書送付。約2か月後、助成金振込。